

博士論文（要約）

古代武蔵国府の成立と展開

平成28年3月

江口 桂

1. 本研究の問題意識と目次

古代地方行政組織の中核を担った国府の成立と展開に係る機能と内実に関する研究は、これまで文献史料に具体的な記述がないために、考古学の発掘調査の進展を待つしかなかった。しかしながら、昭和 50 年から実施されてきた武蔵国府跡の発掘調査の蓄積によって、具体的な古代国府の実態を捉えられるようになってきたことから、全国の国府研究に寄与する具体的な成果が得られてきた。

本研究は、古代武蔵国府跡の長年の発掘調査の成果に基づきながら、全国の国府研究の指針となり得る国府の成立とその後の展開について、独自の知見から位置づけようとするものである。目次を示せば次の通りである。

序 章 古代武蔵国府研究の成果と課題

第 1 節 古代国府研究の動向

第 2 節 古代武蔵国府研究の動向

第 3 節 用語の整理と武蔵国府の須恵器編年

第 1 章 武蔵国府成立前夜の南武蔵地域

第 1 節 上田下方墳の調査とその意義

第 2 節 7 世紀における多摩川中流域左岸の古墳と集落

第 3 節 終末期古墳と国府の成立

第 2 章 武蔵国府の成立と展開

第 1 節 初期国司館と国府の成立

第 2 節 武蔵国府の機能と具体像

第 3 節 官衙的土器からみた武蔵国府の空間構成

第 4 節 武蔵国府関連遺跡出土墨書土器の基礎的検討

第 5 節 盤状坏の出現とその背景

第 3 章 武蔵国府とその周辺

第 1 節 古代地方官衙における「社」について

第 2 節 竪穴建物からみた武蔵国府と国分寺の景観

第 3 節 生業遺物からみた武蔵国府の特質

第 4 節 郡・郷の領域と国府—武蔵国多磨郡の検討から—

第 5 節 東国における国府の景観と道路網

終 章 研究のまとめと今後の課題

第 1 節 面的に広がりを持った機能重視型古代地方都市

第 2 節 国府の成立に関する二面性

第 3 節 武蔵国府の機能と構造

第 4 節 東国の国府の景観

第 5 節 国府と郡・郷の開発

第 6 節 古代武蔵国府研究の今後の課題

補論 全国的な視点にたった国府研究と武蔵国府

2. 各章の要約

序章「古代武蔵国府研究の成果と課題」

序章は、これまでの全国的な国府研究及び古代武蔵国府研究の動向と課題を整理し、本論文全体の見通しを示した。まず、古代国府研究の動向として、研究史を第1期の研究（歴史地理学を中心とした研究期）、第2期の研究（共同研究と国府方八町説の検証期）、第3期の研究（発掘調査の進展と全国国府の比較検討期）の3期に分け、国府研究の課題を整理した。そして、古代武蔵国府の研究史を特に深く掘り下げ、(1)1975年以前の調査研究、(2)1975年以降の調査研究を整理した。更に、(3)用語の整理と基準となる武蔵国府の須恵器編年について、これまでの調査・研究成果に基づき試案を提示した。

第1章「武蔵国府成立前夜の南武蔵地域」

第1章では、古墳時代後期から飛鳥時代にかけての律令国家体制の整備に向けた動向と国府の成立の要因を検討するため、はじめに武蔵国府成立の半世紀ほど前に築造された上円下方墳（国史跡 武蔵府中熊野神社古墳）の調査と意義を論じた。その結果、熊野神社古墳は、石室直下の掘り込み地業という広く東国の古墳時代終末期に見られる共通的な技法が認められながら、他の群集墳から離れた台地の平坦面に築かれた単独墳であること、墳丘の構築に他の古墳と比べて強固な版築工法が用いられていること、墳丘築造企画に上円下方墳特有の基準値があったこと等を指摘し、周辺地域の有力墳との差異を明確化した。

また、南武蔵地域の有力墳の分布が後の古代律令体制下の多磨郡域の郷の領域の中心付近に立地していることを指摘した。その中でも、武蔵府中熊野神社古墳は、上円下方墳という特殊な墳丘形態の採用、「版築工法」による強固な墳丘と掘り込み地業、完成された切石切組積みの横穴式石室、「七曜文」の鉄地銀象嵌鞆尻金具の出土から、古代の多磨郡域で傑出した存在であり、7世紀中葉段階では、武蔵地域全体でも最有力の首長墳と解釈した。

次に、古墳という墓域だけでなく、集落とその生産基盤との関係から、後に国府が置かれる多摩川中流域左岸を題材に、多摩地域の7世紀代の歴史に言及した。多摩川中流域に群集墳が盛行する6世紀から7世紀前半代の集落は、段丘崖の縁辺部に散在する程度だったが、7世紀後半になると段丘上に急激に増加していくことから、7世紀中葉を境に、それまでの集落の分布状況が一変するくらい大きな集落の再編が起こったことを指摘した。この時期は、それまで有力首長墓がなかった多摩川中流域に有力首長墓が造られる頃であり、その後すぐ開道される東山道武蔵路や多摩評衙（後に郡衙）などの律令体制の導入に係る国家的事業に、後の郡司層にあたる在地有力勢力が深く関与した。7世紀末から8世紀初頭に成立する武蔵国府は、大化前代以来の政治勢力とは無関係である律令国家の政策のもとに進められたが、実際の国府の整備は、国家の政策だけでは困難だったはずで、郡司層を核とした様々な人々が国府の整備を担っていたことを指摘した。

更に、東国各地がどのように古墳時代から国府の時代へ転換していったのか、その変化の過程に地域性が認められるのか、あるいは共通する動向が捉えられるかという問題について、東国の7世紀代における終末期古墳の動向と国府の成立に至る状況を検討した。

国府の成立は、国府をどこに置くかという選地面で、河川交通と陸上交通という水陸交

通の要衝で、国府を管理・運営していくだけの生産基盤にかなった場所に置く前提条件があった。しかし、国府の建設に必要な物資の調達など様々な事業や管理・運営を支えたのは、後の郡司に任命された有力豪族であった。8世紀に入ってからのことだが、武蔵国府跡で武蔵国内21郡中19郡の郡名瓦・埴が出土していることから、国府の造営に武蔵国内の全郡が協力して行われていたこともこれを裏づける。国府の成立には、古代の都市計画マスタープランという理念的側面と実際の国府の造営や管理・運営に携わる実務的側面があって、後者には有力墳を築いた有力首長層が積極的に関わっていたと結論づけた。

第2章「武蔵国府の成立と展開」

第2章では、武蔵国府の成立と展開について、初期国司館から始まり、竪穴建物の変遷等の遺構面からと、搬入土器と官衙的土器、墨書土器、盤状坏の遺物面から検討した。

国府の成立をめぐるのは、山中敏史による7世紀第Ⅳ四半期頃～8世紀初め頃と、8世紀前半以降の間に大きな質的差異を認め、全国的な国府の成立の画期を8世紀第Ⅱ四半期に求める説⁽¹⁾と、大橋泰夫による7世紀末から8世紀初頭にかけて成立したとする説⁽²⁾があり、大橋説によれば、すでに国司も独立した官舎である国司館をその段階で持っていたことになる。

武蔵国府跡の初期国司館は、現段階で国衙地区において定型化された初期国庁が発見されていないことと、国衙の成立から整備時期と重なってくることから、初期の国庁あるいはコの字形配置をとらない国宰所を兼ね備えていた国府の重要な施設だったと指摘した。更に、国府域も、竪穴建物跡や掘立柱建物跡などの遺構が国府域全体に分布し、官衙ブロックが設置されるN1期（7世紀末～8世紀初頭）に成立していたとし、初期国司館は、8世紀前葉以降の定型的な国衙の成立に伴い、国司の官舎として機能し、8世紀中葉に廃絶（＝他所へ移転）したと考えた。

続いて、古代の武蔵国府の機能と内実を検討した。その結果、武蔵国府は、7世紀末～8世紀初頭（N1期）段階で、東西約2.2km、南北約1.5kmの範囲で国府域が形成され、8世紀前葉には国衙が成立し、国府域も拡充・整備される。国府の造営は、国衙造営と同時に短期間で形成されたものではなく、当初から国府域を意識した長期的な計画に基づき、徐々に整備・充実されていったと指摘した。国府域は、その造営段階で主に国衙北方地域に展開するが、極端に地域が限定されることはなく、当初から国府の機能が広範囲に分散されていることがわかった。

更に、国府域は、8世紀中葉以降北西方向に拡充し、最も整備・充実した時期を迎える。この段階で、東山道武蔵路は官道としての機能を失い、「国府・国分寺連絡路」が整備されたと指摘した。そして、9世紀後半から再び竪穴建物が国衙北方地域で充実する第2次整備期を迎える。10世紀末葉以降、国衙の衰退とともに、国府も国衙近辺に集約されるが、国府の機能は維持され続けた。

武蔵国府の空間構成は、国衙を基点として、道路と官衙が点で結ばれているわけではなく、主要な道路と官衙を中心に国府域が面的に形成されていく。国府域は、東西約2.2km、南北最大1.8kmと想定したが、外郭は不定形で、必要に応じて拡大・縮小していった。更に、水場を基点に斜行道路が敷設され、その道路沿いに竪穴建物が展開することから、国

府域は碁盤目状ではなく、機能を重視して形成されたと指摘した。

つまり、古代国府の空間構成は、金田章裕によって、「市街不連続・機能結節型」都市と規定する見解⁽³⁾が示されていたが、武蔵国府は、「市街不連続・機能結節型」都市ではなく、「面的に広がりを持った機能重視型」古代地方都市と結論づけた。

しかし、この国府域の想定の根拠は、竪穴建物跡等の遺構の分布と変遷が中心となっていたので、別な視点から国府の空間構成を捉えなおす必要があった。そこで、これまで詳細な分析が行われてこなかった円面硯・畿内産土師器・高盤類等の官衙的土器、墨書土器及び律令体制成立期の象徴的な土器である盤状坏を検討材料とし、古代武蔵国府域の特質について考察を行った。

まず、国府域における官衙的土器の分布状況から、東西 1.5km、南北 1.2km ほどの範囲に官衙的土器が集中することがわかった。そのなかで、国衙東方地域では、円面硯と盤類の出土が少なく、飛鳥Ⅲ期の畿内産土師器に代表されるように、7世紀中葉から8世紀初頭にかけての遺物が多く出土しており、この地域（国衙東方地域）に多磨郡衙が存在する可能性を指摘した。

また、国府域北西地域は、8世紀後半から竪穴建物が増加し、生産関連遺構も集中する傾向がある。大規模調査が行われているにもかかわらず、円面硯・畿内産土師器・盤類が少ないことは、やはり当地域が8世紀後半以前から、文書行政事務の少ない地域だったことを示すものである。すなわち、東西約 2.2km、南北最大 1.8 という武蔵国府域が東西約 1.5km、南北約 1.2km の範囲（円面硯・盤類集中地域）と、その東方に広がる東西約 800m、南北 500m ほどの範囲（円面硯・盤類非集中地域＝畿内産土師器集中地域）に分離できること、更に官衙的土器の集中地域と分散化地域にグループ化できることを指摘した。

次に、武蔵国府関連遺跡出土の墨書土器の検討を行った。武蔵国府跡その関連集落を含む遺跡群である武蔵国府関連遺跡では、同一文字が多量に出土する例は見られず、文字内容も多種多様で、近隣の「落川・一の宮遺跡」などの集落跡とは全く異なる「国府跡（官衙遺跡）」特有の傾向がみられることを指摘した。更に、東山道武蔵路と国衙北隣接東西道路の西延長ラインの交差点付近の地域（e 地域）では、墨書土器出土比率が異常に高いことと、「守」墨書土器がH 4期（9世紀中頃）と考えられる一棟の竪穴建物跡から2点出土したことが新たに判明した。特に、「守」墨書土器は、これまで国府域全体でも3点しか出土していなかったもので、その特異性がうかがわれる。この地域は、竪穴建物跡と掘立柱建物跡が密集する地域で、三彩小壺も出土していることから、官衙ブロックの存在を裏付ける結果となった。このことから、武蔵国府は、8世紀後半以降国庁を核とする国衙域に官衙が集中するのではなく、官衙ブロックが国府域に分散配置されていたことを指摘した。

本章の結びでは、武蔵国府関連遺跡の盤状坏を集成し、土器の観察や出土状況などから考察を行った。その結果、7世紀末～8世紀前葉にみられる大型の盤状坏は、武蔵国府の成立に伴って出現した「武蔵国府タイプの盤状坏」と位置づけ、その後一層の平底化と小型化の傾向も相俟って南武蔵地域に広く見られるようになる「中田タイプの盤状坏」と区別した。成立段階の大型の盤状坏は、その用途を武蔵国府とでの限定された供膳具とした。そして、その後の盛行期（N 2期＝8世紀前葉）の盤状坏は、南武蔵地域のみならず、東山道武蔵路沿いの埼玉県所沢市東の上遺跡でも出土していることから、8世紀前葉の段階

で、盤状坏は日常使用される供膳具ではあったが、その他様々な用途で使用されたことを指摘した。

第3章 武蔵国府とその周辺

第3章では、武蔵国府跡とその周辺、更に東国へ視野を広げることで古代武蔵国府の成立と展開を考察した。まず、武蔵国衙から西北に位置する二重の堀で区画された方形区画遺構を「武蔵国府の守護社」と考え、古代地方官衙における「社」について検討を行った。考古学的に「社」遺構を詳細に分析・検討した井上尚明の見解⁽⁴⁾も参考に、考古学的に「社」遺構を個別に分類・評価するためには、個々の遺構の分類・分析だけでなく、周辺の関連遺構、遺物の検討に立ち返り、遺跡全体のなかでの当該遺構の分析と評価を行うべきと考えた。

古代の国府に「社」があったとする筆者の見解には批判的な意見が強いが、文献史学者のなかでも、「社」は国家の強制による造営のため、当初の社殿が独自の形態を持つ可能性を指摘した川原秀夫の見解⁽⁵⁾もあることから、古代の神社建築には多種多様な形態があったことを指摘した。古墳時代以前の縄文・弥生時代に常設社殿はなかったことから、奈良・平安時代にもそれがなかったとするのではなく、発掘調査で明らかになってきた希少性の高い遺構をより積極的に評価することは、決して意味のないことではない。古代の「社」遺構を考古学的に推察すること、換言すれば遺跡の発掘調査成果から読みとることは、単独の遺構・遺物の検討のみならず、その遺構が存在する地域史のなかで十分に研究されるべきである。

次に、国府が周辺一般集落（農村）とは異なる古代の地方都市＝非農村的領域として成立していたのかを明らかにする上で、宗教的景観を形成しながらも、国府と最も密接な関連を有し、国府同様に堅穴建物が稠密に分布する武蔵国分寺跡を取りあげ、両者の立地環境や堅穴建物群の動向を中心に、その景観を検討した。

その結果、武蔵国府は、その成立段階から広範に広がる国府域全体のなかで、官衙ブロックが分散設置されていたのに対し、武蔵国分寺は、造営期の集団と整備後の維持管理運営集団、塔再建期後の第2次維持管理運営集団が、特定の地域に専住していたことから、国府との大きな差異を見出した。特に、国分寺集落の堅穴建物跡の竈は、特殊な掘り方を持つ事例、国分寺造営段階の「オンドル型」構造や煙道先に煙出し孔を有するもの、竈の芯材や外側に瓦で補強する事例が多く認められる。これらのことから、国府が国府域の中に特定の集団を見だしにくいのに対し、国分寺は造営と整備後の維持管理・運営集団に差異が認められることから、それぞれの作業ごとに特定の技能を有する集団が徴発されていた可能性を指摘した。

次に、生業遺物から見た武蔵国府の特質を検討した。武蔵国府域における堅穴建物や掘立柱建物の稠密な集中は、地方都市の指標となることは間違いないが、それを生業遺物から検討した。津野仁は、生業という経済的分業関係・非農村的な様相が国府にあるかどうかという課題について、国府域では、農具の比率が農村よりも低い、確実に農具・紡織具等も出土していることから、農村と明確に分化しておらず⁽⁶⁾、農村と類似した生業を行わなければならないのか、その必然性の解明が要求されると指摘した⁽⁷⁾。

古代律令体制下における税負担のうち、国司の命により年間 60 日まで働かされる雑徭は、役所の造営や修繕、物品の運搬などの労働が課せられた。9 世紀前半に定められた雑徭に携わる人数の国ごとの基準によれば、武蔵国では年間平均 44～45 人の人数が国府につめていたとされる⁽⁸⁾。これはあくまで基準上の話であって、発掘調査で確認されている武蔵国府域全体で 5,000 棟を越える竪穴建物跡の検出数からすれば、多くの人々が国府で暮らしていたはずで、竪穴建物の大半が本貫地から短期間、国府に集住した雑徭の徭丁等の住まいと考えた。鉄製品の出土状況が国府と一般集落で差異がないことは、このような国府の短期間集住という性格が要因となっていると指摘した。

また、武器・狩猟具についても、武蔵国府関連遺跡と一般集落で大きな差は認められなかった。ただし、時期ごとの出土数では、一般集落が 7 世紀後半から出土量が多く、11 世紀代も一定量出土しているのに対し、国府では、8 世紀前半から増加し、10 世紀前半代にピークがあり、10 世紀後半以降激減する差異が認められた。このことは、武蔵国府の成立（7 世紀末～8 世紀初頭）と衰退＝機能低下（10 世紀後半以降）との関連性を示すものと考えた。

更に、多磨郡内の集落遺跡の分布と推移、特に竪穴建物の分布と時期的変遷から、国府と国府所在郡である多磨郡の郡と郷の領域及び開発について検討を行った。その結果、武蔵国府は、6 世紀末～7 世紀前半代（Ⅰ期）には集落の空白地帯だった地域で、Ⅱ期（7 世紀中葉～8 世紀初頭）には多磨郡の上下の地域編成⁽⁹⁾の境界付近で、水陸交通の要衝に設置されたと考えた。Ⅱ期には、各郷（里）に拠点的な集落が成立し、7 世紀末から 8 世紀初頭に、国府が成立し、そこに人口が集中する。そして、国衙も整備され、国府が拡充するⅣ期（8 世紀中葉～9 世紀初頭）に、国府への人口集住に伴い、新たに、国府周辺に三つの郷を割り当て、Ⅴ期（9 世紀前葉～9 世紀後葉）以降その状況が続いていったことを指摘した。

当然のことながら、国府へは多磨郡以外の武蔵国内 20 郡から様々な人員が集められたはずで、国府近傍から集中的に人員が徴発されたわけではない。先述したように、長期間国府に滞在する人員は非常に少なく、竪穴建物に集住した人の大半が短期間労働者と考えれば、多磨郡内の郷からまとまった人員が一定期間国府に集められたわけではなく、その都度様々な目的によって、各郷の中から国府へ人員が集められたと考えた。

飛鳥時代から奈良・平安時代前期は、律令国家体制の成立から確立期にあたり、地方の支配体系も中央集権体制へと大きな変化を遂げた時代であった。律令国家は、古墳時代まで続いた地域社会構造の解体と、官僚支配体制の確立を目指したので、その政策に伴い、各地域で新たな開発に伴い、集落の再編成が行われた。そのひとつの大きな要因として、地域支配の拠点である国府の建設といった国家的レベルの開発事業に関わる労働力確保とその維持・管理を目的とした集落の再編があったのである。

国府所在郡である多磨郡内の集落遺跡の分布と時期的変遷を分析することで、多磨郡の郡域と郷の比定地に関する私見を提示し、各郷と国府の消長を検討した。その結果、多磨郡の領域は、従来の説ではなく、多摩川とその水系に沿った東西に長くまとまりを持った領域だったことを明らかにした。

本章の結びでは、第 2 章第 2 節で検討した武蔵国府における道路網の実態を東国の諸国

府と比較検討し、東国における国府の景観と道路網について考察を行った。

その結果、まず、東国の国府の立地条件は、都に近い水陸交通の要衝（駅路の交点）に選地されるが、前代からの在地勢力の圏域に設置される例もあるなど、その地域性も重視されたことを指摘した。道路網については、駅路が7世紀後半に整備されるが、奈良時代以降も国府と国府を結ぶ主要な道路として現実に即した維持・管理が行われ、駅路（国府外道路）と国府内道路には差異があつて、駅路（国府外道路）が幅12～13mで、国府内道路が3～6mと8～9mに分かれることを指摘した。

次に、武蔵国府と東国の景観を比較検討し、武蔵国府や相模国府のような東西方向への広がり、下総や常陸のような南北方向に国府域が広がる国府が分かれるのは、その国府が置かれた地形に左右された結果であつて、東国の国府は、堅穴建物や掘立柱建物が面的に広がる国府域を有すると考えた。

更に、東国の国府を「国府独立型」と「国府・国分寺一体型」という2つのパターンにモデル化した。国分寺の建立は国府造営より数十年は後になるが、7世紀末から8世紀初頭の段階で国府が成立し、8世紀前半に国衙が整備され、国府域に道路網が造られ、国府全体が古代の地方都市として整備される時期が8世紀後半代なので、その段階で、国府が国分寺も取り込んで国府域を形成する国、下総国府・常陸国府・上野国府（下野国府）を「国府・国分寺一体型」とし、逆に、8世紀後半代でも、国分寺を国府に取り込まない武蔵国府・相模国府・陸奥国府（多賀城）のような場合を「国府独立型」とした。このようなパターン化の要因は、その国の国府と国分寺を選地する際の自然環境に大きく左右された結果と考えた。

終章 研究のまとめと今後の課題

終章では、古代武蔵国府の成立と展開に関する総括と今後の課題を整理した。

古代武蔵国府は、40年近い地道な発掘調査の成果によって、新たな国府像を生み出してきた。武蔵国府は、国庁・国衙の全容こそ明らかになっていないが、国庁・国衙を起点とした道路網と官衙ブロックが面的に広がる国府域、そこに居住する国府人の一般集落にはない集住化、その生活を可能にした段丘内部に開鑿された大型井戸、交通の要衝に設置された市など、都と武蔵国をつなぐ機能を持ち、武蔵国の中心拠点となっていたのである。結びに、本学位論文の要点を改めて整理しておきたい。

①7世紀後半は、前代の地域社会が律令国家の成立に向かって大きな変動した激動の時代であった。7世紀中頃の上円下方墳の築造を最後に南武蔵地域では有力首長墳が築造されなくなり、その後しばらくして東山道武蔵路の開道を経て、武蔵国府が成立していく。古墳が築造された時代から国府の時代へと転換していったのである。

②国府は、古代地方都市として、河川交通と陸上交通という水陸交通の要衝で、国府を管理・運営していくだけの生産基盤にかなった場所に置く前提条件があつた。しかし、国府の建設に必要な物資の調達など様々な事業や管理・運営を支えたのは、後の郡司に任命された有力豪族であった。国府の成立には、古代の都市計画マスタープランという理念的側面と実際の国府の造営や管理・運営に携わる実務的側面があつて、後者には有力首長層が積極的に関わっていた。

③武蔵国府は、7世紀末～8世紀初頭に、広範囲に広がる国府域をもって成立した。国府の造営は、国衙造営と同時に短期間で形成されたものではなく、当初から国府域を意識した長期的な計画にもとづき、徐々に整備・充実されていった。その空間構成は、国衙を基点として、道路と官衙が点で結ばれているわけではなく、主要道路と主要官衙に沿って国府域が面的に形成されていた。国府域は、東西約 2.2km、南北最大 1.8km と想定したが、外郭は不定形で、必要に応じて拡大・縮小していくが、碁盤目状ではなく、機能を重視して形成された。つまり、古代国府の空間構成は、「面的に広がりを持った機能重視型」古代地方都市と位置づけた。

④飛鳥時代から奈良・平安時代前期は、律令国家体制の成立から確立期にあたり、地方の支配体系も中央集権体制へと大きな変化を遂げた時代であった。律令国家は、古墳時代まで続いた地域社会構造の解体と、官僚支配体制の確立を目指したので、その政策に伴い、各地域で新たな開発に伴い、集落の再編成を行われた。そのひとつの大きな要因として、地域支配の拠点である国府の建設といった国家的レベルの開発事業に関わる労働力確保とその維持・管理を目的とした集落の再編があったと指摘した。更に、国府所在郡としての多磨郡内の集落遺跡の分析によって、新たに多磨郡の郡域と郷の比定を行い、多磨郡が多摩川とその水系に沿った東西に長くまとまりを持った領域とした。

⑤武蔵国府同様、東国の国府も竪穴建物や掘立柱建物を中心とした各種施設の機能に即した面的に広がる国府域が形成され、「国府独立型」と「国府・国分寺一体型」という2パターンのモデルを提示した。国府は、8世紀後半に国府域全体が古代の地方都市として整備されることから、その段階で国府が国分寺も取り込んで国府域を形成する「国府・国分寺一体型」と国分寺を国府に取り込まない「国府独立型」にモデル化した。

補論 全国的な視点にたった国府研究と武蔵国府

かかる視点は、従来、国府の景観に関する研究が武蔵国府のような広範囲に広がる国府域の存在を視野に入れてこなかったことから、国分寺を含めた古代の地方都市計画の存在を明らかにすることに意義を見出したものである。

しかし、上述の研究は武蔵国府を中心とした東国の国府に限られていたので、全国的な発掘調査の成果を合わせて考察することができなかった。そこで、補論として、全国 68 か国のうち、国府と国分寺、交通路との関係を具体的に検討することが可能な 30 か国の状況を整理し、国府と国分寺、交通路を一体的に検討した。

国府は7世紀末から8世紀初頭に、一国の首都としての役割を担って駅路に沿って全国に設置された。その後、8世紀中頃に国分寺が同じく駅路に沿って、国府から近からず遠からずの景勝の地に建立された。水陸交通の要衝＝「要処」に置かれた国府と国分寺建立の詔にある国華である「好処」に置かれた国分寺、両者ともに駅路に沿った地点や駅路と河川の結節点である交通の要衝が重視されたと結論づけた。

武蔵国府と国分寺も、多摩川の河岸段丘が作り出した段丘崖に沿って国府域と国分寺の寺地が広がっている。両者の距離が約 2.5km 離れていることは、国分寺の立地場所を国分寺建立の詔にある「国華」（宗教・文化の精髓）にふさわしい「好き処」である景勝の地が選択されたことと、東山道武蔵路に沿った交通至便な場所が選択された結果と考えられる。

古代律令国家の地方行政の中心であった国府と鎮護国家の思想のもと官寺として建立された国分寺は、古代地方の都市計画に基づいて設置され、令制国の中心として地方社会の中で機能していたのである。

注

- (1) 山中敏史 1994『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房
- (2) 大橋泰夫 2005「国府成立の一考察」『古代東国の考古学—大金宣亮氏追悼論文集』大金宣亮氏追悼論文集刊行会
大橋泰夫 2009「国郡制と地方官衙の成立—国府成立を中心に—」『古代地方行政単位の成立と在地社会』（独法）国立文化財機構奈良文化財研究所
大橋泰夫 2011「古代国府をめぐる研究」『古代文化』第63巻第3号 特輯：古代国府の成立をめぐる諸問題（財）古代学協会
- (3) 金田章裕 1995「国府の形態と構造について」『国立歴史民俗博物館研究報告』63（後に『古代景観史の探求 宮都・国府・地割』吉川弘文館、2002年に収録）
- (4) 井上尚明 2000「考古学から見た古代の神社」『埼玉県立博物館』紀要25 埼玉県立博物館
井上尚明 2001「古代神社遺構の再検討」『財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団』研究紀要第16号（財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- (5) 川原秀夫 2002「官衙に集う人々」『埼玉考古学会シンポジウム坂東の古代官衙と人々の交流』埼玉考古学会
- (6) 津野 仁 2002「古代鉄鏃からみた武器所有と武器政策」『栃木史学』第16号 國學院大學栃木短期大学史学会
- (7) 津野 仁 2011「古代社会の生業をめぐる諸問題 趣旨説明」『一般社団法人日本考古学協会2011年度栃木大会研究発表資料集 シンポジウムⅢ 古代社会の生業をめぐる諸問題』日本考古学協会2011年度栃木大会実行委員会
- (8) 中村順昭 1990「律令制下の国郡衙の職員構成」黛弘道編 古代王権と祭儀』吉川弘文館
中村順昭 1995「律令制下の国府とその職員」『國史学』第156号 国史学会
- (9) 深澤靖幸 2002「武蔵国府・国分寺跡出土の「多上」・「多下」文字瓦をめぐる」『村田文夫先生還暦記念論文集 地域考古学の展開』